

# 地方自治体による ガバメントクラウドの活用について (案)



令和3年8月  
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

# ガバメントクラウドが目指す姿

## ガバメントクラウドとは

- 「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。

## 地方自治体によるガバメントクラウドの活用

- 地方自治体の情報システムについても、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」を活用できるよう、具体的な対応方策や課題等について検討をすすめることとしています。
- 対応方針は、次のとおりです。

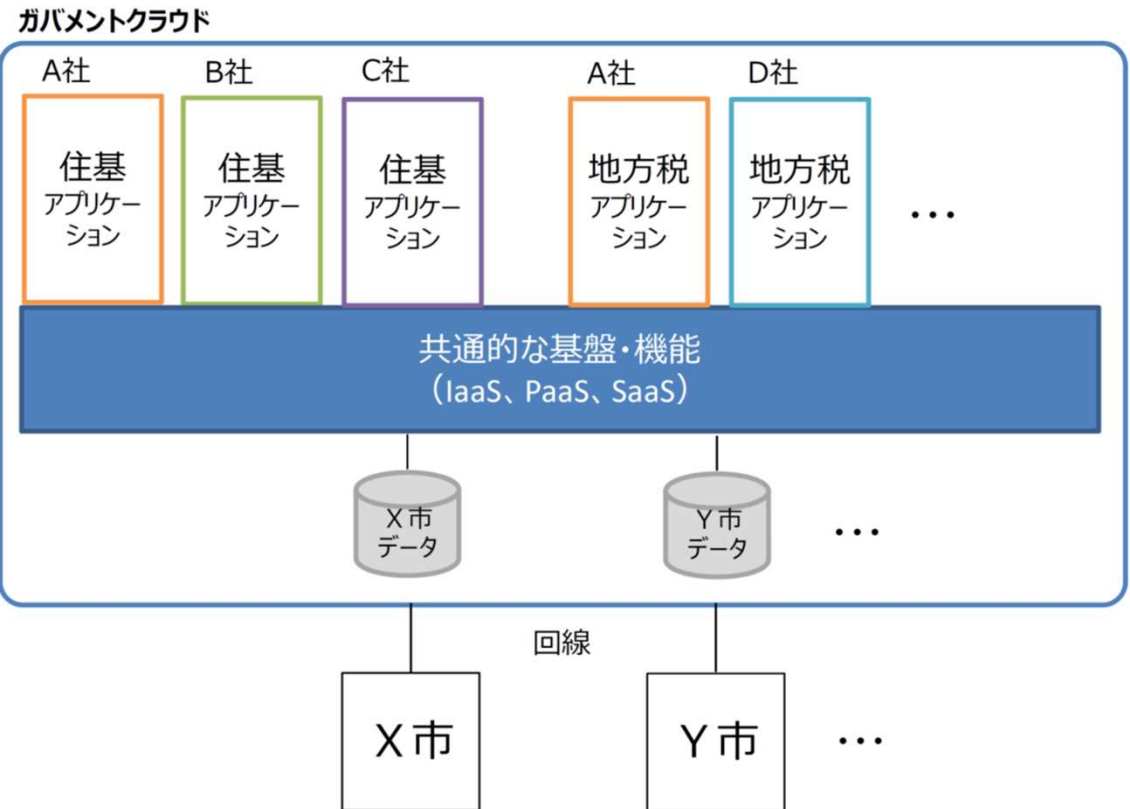
① アプリケーション開発事業者は、標準仕様に準拠して開発した基幹業務等のアプリケーションを、ガバメントクラウドに構築することができます。

- ※ 基幹業務等とは、基幹業務（住基、税、介護等のいわゆる17業務）のほか、これに付属又は密接に連携する業務です。
- ※ 構築できる事業者やアプリケーションの要件、手続等は、今後検討・提示していきます。

② 基幹業務等のアプリケーションは、複数の事業者がガバメントクラウドに構築し、地方自治体は、それらの中から選択することが可能です。

③ 地方自治体は、基幹業務等を、オンラインで利用できるようになります。

→ 地方自治体は、これまでのように、自らサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを所有する必要がなくなります。



# 地方自治体がガバメントクラウドを活用するメリット

## 【その1】

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

## 【その2】

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になります。

## 【その3】

ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供しやすくなります。

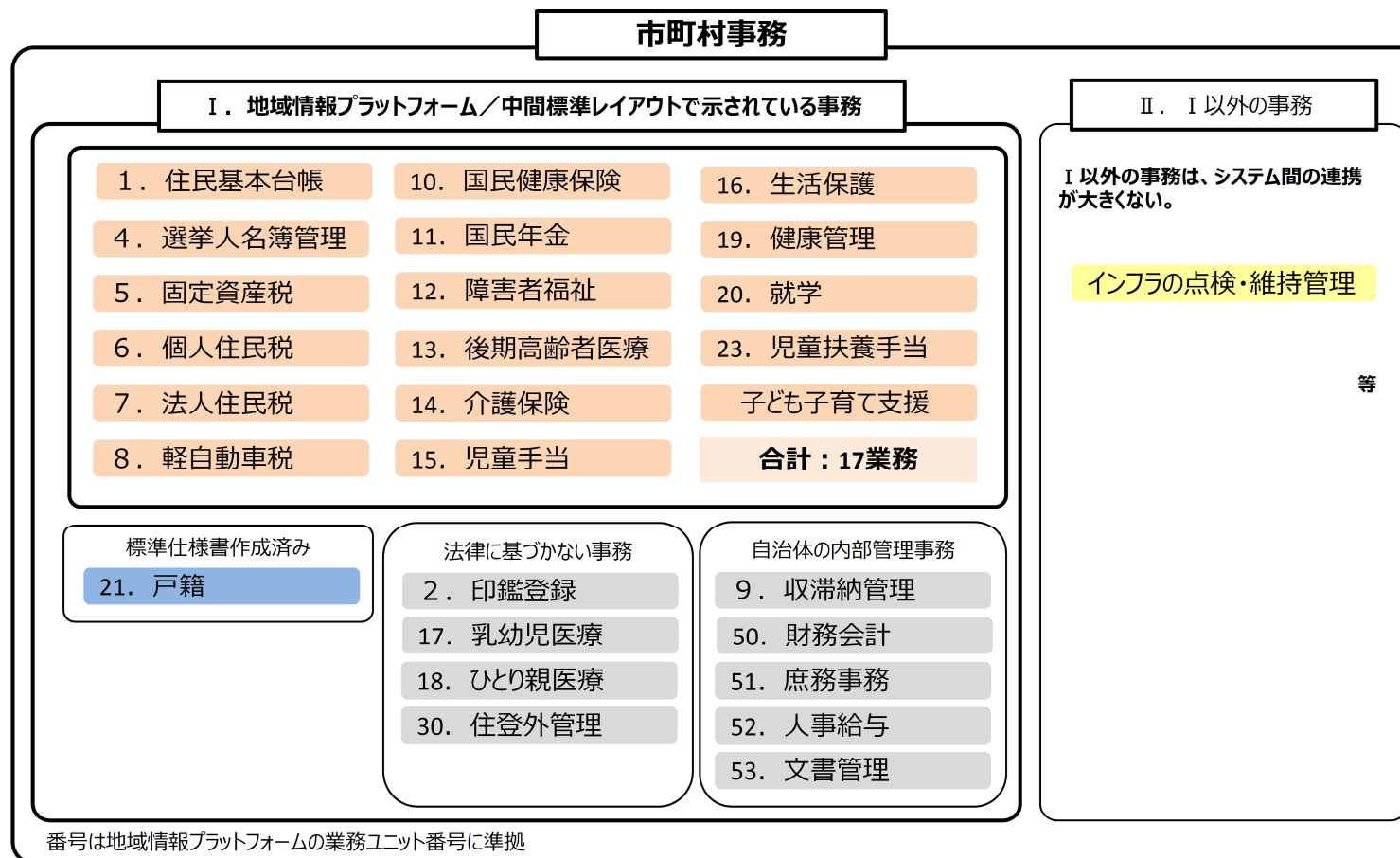
## 【その4】

ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなります。

個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティー対策も導入可能になります。

# 【参考】ガバメントクラウドを活用する業務システム

- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務（現時点では、下記の17業務）に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができることとします。



# ガバメントクラウドに関する要件

- ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する、複数のサービスモデルを組み合わせて、相互に接続する予定であり、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたサービスから次の要件を満たすクラウドサービスを調達する予定。

## 【現在検討中の主な要件】

- ①不正アクセス防止やデータ暗号化などにおいて、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること。
- ②クラウド事業者間でシステム移設を可能とするための技術仕様等が公開され、客観的に評価可能であること。
- ③システム開発フェーズから、運用、廃棄に至るまでのシステムライフサイクルを通じた費用が低廉であること。
- ④契約から開発、運用、廃棄に至るまで国によってしっかりと統制ができること。
- ⑤データセンタの物理的所在地を日本国内とし、情報資産について、合意を得ない限り日本国外への持ち出しを行わないこと。
- ⑥一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること。
- ⑦その他IT室が求める技術仕様（別途ガバメントクラウドを提供するクラウド事業者の調達において提示）を全て満たすこと。

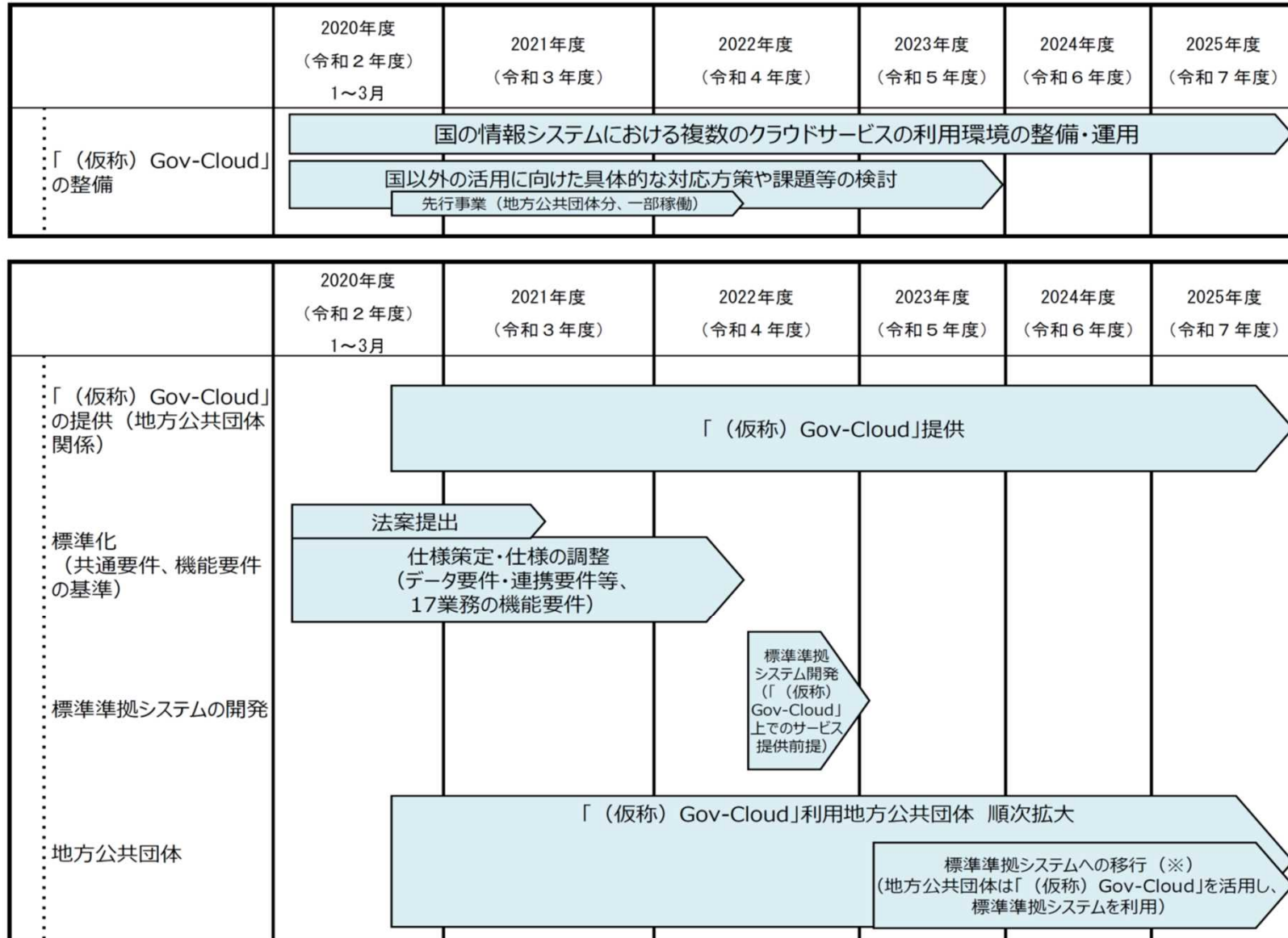
## （参考）ISMAPクラウドサービスリスト（2021年7月30日現在）

登録番号	クラウドサービスの名称	クラウドサービス事業者の名称	法人番号	クラウドサービス事業者の所在地	登録日	登録の更新期限	備考
C21-0001-2	OpenCanvas(IaaS)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	9010601021385	東京都江東区豊洲3丁目3番3号	2021/03/12	2022/01/31	
C21-0002-2	FUJITSU Hybrid IT Service Fcloud	富士通株式会社	1020001071491	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	2021/03/12	2022/02/28	
C21-0003-2	Apigee Edge	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0004-2	Google Cloud Platform	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0005-2	Google Workspace	Google LLC	3700150072195	1600 Amphitheatre Parkway Mountain View, California 94043, USA	2021/03/12	2022/04/09	
C21-0006-2	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4010401076766	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/03/12	2022/04/14	
C21-0007-2	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	4010401076766	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号	2021/03/12	2022/04/14	2021/6/22 説明対象範囲（リージョン及びサービス）を変更
C21-0008-2	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.		410 Terry Avenue North Seattle, WA 98109-5210	2021/03/12	2022/03/31	2021/6/22 説明対象範囲（リージョン及びエッジロケーション）を変更
C21-0009-2	NEC Cloud IaaS	日本電気株式会社	7010401022916	東京都港区芝5丁目7番1号	2021/03/12	2022/04/01	
C21-0010-2	KDDIクラウドプラットフォームサービス	KDDI株式会社	9011101031552	東京都新宿区西新宿2-3-2	2021/03/12	2022/04/18	
C21-0011-2	Oracle Cloud Infrastructure	Oracle Corporation		2300 Oracle Way, Austin, TX 78741, United States	2021/06/22	2022/04/30	
C21-0012-2	Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services	日本マイクロソフト株式会社	2010401092245	東京都港区港南2-16-3品川グランドセントラルタワー	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0013-2	Microsoft Office 365	日本マイクロソフト株式会社	2010401092245	東京都港区港南2-16-3品川グランドセントラルタワー	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0014-2	エンタープライズクラウドサービス/エンタープライズクラウドサービスG2/フェデレーテッドポータルサービス	株式会社日立製作所	7010001008844	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2021/06/22	2022/06/30	
C21-0015-2	Cisco Webex	Cisco Systems, Inc.		170 West Tasman Drive, San Jose, California, 95134, U.S.A.	2021/07/30	2022/05/31	

IPA WEBサイトより抜粋

# 地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

## IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -

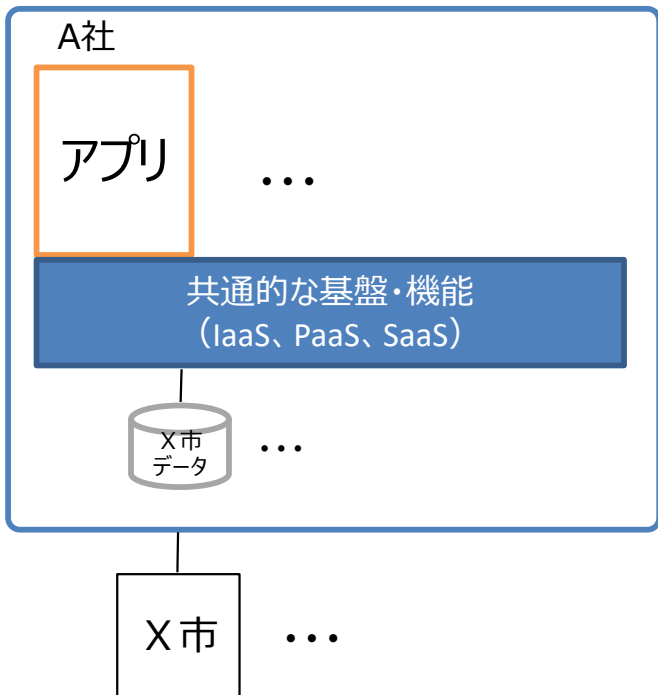


※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

出典：デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

# 地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール（イメージ）

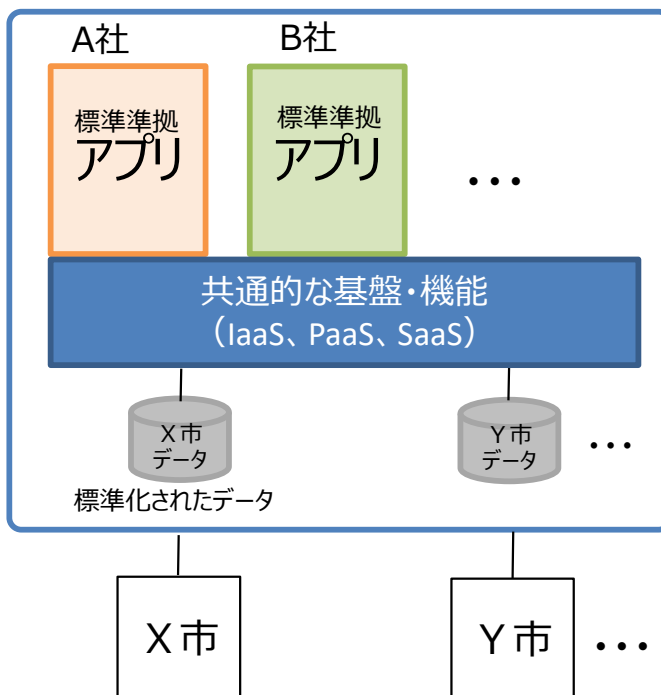
## 先行事業(R3・R4)



ガバメントクラウドの活用を開始

ガバメントクラウドへのクラウドリフトを先行事業として行い、課題や手法の整理を行います。

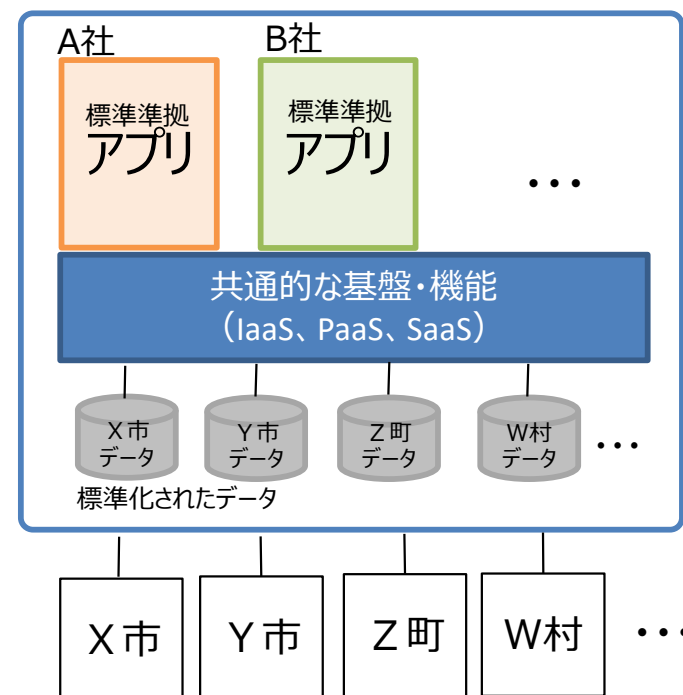
## 本格移行期(R5~R7)



標準仕様に準拠した業務アプリがガバメントクラウドに構築され、地方自治体が順次、活用を開始

活用を開始した地方自治体において、  
 ① 主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。  
 ② 制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。  
 ③ アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

## 【R7年度末の姿】



原則、全ての地方自治体で活用を開始

原則、全ての地方自治体において、  
 ① 主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。  
 ② 制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。  
 ③ アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。